

野田市議会報広告取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、野田市広告掲載取扱要綱（平成20年4月1日施行。以下「要綱という。」）の規定に準じて、野田市議会（以下「市議会」という。）が発行する議会だより（以下「のだ市議会だより」という。）に広告を掲載するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲)

第2条 のだ市議会だよりに掲載する広告の範囲は、要綱第3条各号のいずれにも該当しないものとする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置及び枠数は、野田市議会広報委員会（以下「広報委員会」という。）が指定するものとする。

(広告掲載号及び部数)

第4条 広告の掲載号及び発行部数は、議長が別に定めるものとする。

(広告掲載規格)

第5条 広告の掲載規格は、議長が別に定めるものとする。

(広告の募集方法)

第6条 議長は、広告の募集を市議会ホームページ等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 のだ市議会だよりへの広告掲載を希望する者は、のだ市議会だより広告掲載申込書（様式第1号）に別に定める書類を添付して、議長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 議長は、前条に規定する申込みがあったときは、あらかじめ市長の審査を受け、広報委員会の意見を聞き広告掲載の可否を決定するものとする。

2 広告掲載の申込者が当該広告掲載の枠を超えたときは、次に掲げる順位で先着順により広告掲載者を決定するものとする。

(1) 第1順位

市内に本社若しくは本店を有する事業者

(2) 第2順位

市内に支店、営業所等を有する事業者

(3) 第3順位

前2号のいずれにも該当しない事業者

3 広告掲載の申込者が複数の事業者からあった場合、1事業者が同一掲載号に2
枠掲載することはできない。

4 議長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果及び掲載内容、条件等
について広告掲載希望者に対し、のだ市議会だより広告掲載・不掲載決定通知書
(様式第2号)により通知する。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、類似する広告の市場価格等を勘案し、議長が定めた額とす
る。

2 広告掲載決定通知書を受けた者(以下「広告主」という。)は、議長が指定す
る期日までに広告掲載料を一括して前納するものとする。

(広告原稿の作成等)

第10条 広告主は、議長が指定する方法により作成した広告原稿を議長が指定す
る期日までに提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容等の変更)

第11条 議長は、広告の内容、デザイン等が法令等に違反しているとき、若しく
はそのおそれがあるとき、又はこの要項に抵触していると判断したときは、広
告主に対して広告内容の変更を求めるものとする。

(広告掲載の決定の取消し等)

第12条 議長は、次のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すこ
とができる。

(1) 広告主が指定する期日までに広告掲載料の納付をしないとき、又は納付する
見込みがないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、のだ市議会だよりへの広告掲載が適切でない
と議長が判断したとき。

2 議長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、のだ市議会だより
広告掲載取消等通知書（様式第3号）により広告主に通知するものとする。

3 第1項の規定により広告掲載の決定を取り消した場合において広告主に損害を
生じることがあっても、市議会は、その責めを負わない。

（損害賠償）

第13条 広告主は、その責めに帰すべき事由により市議会が損害を被った場合は、
その損害を賠償しなければならない。ただし、議長が特別の理由があると認め
るときは、その全部又は一部を免除することができる。

（広告掲載料の還付）

第14条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰すことの
できない事由により広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする者は、のだ市議会だより広告掲載料還付請
求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（広告主の責任等）

第15条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

（その他）

第16条 この要項に定めるもののほか、のだ市議会だよりに広告を掲載するに当
たり必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要項は、令和3年8月1日から施行する。

様式第1号

野田市議会だより広告掲載申込書

年 月 日

(宛先) 野田市議会議長

所在地
名称
代表者氏名
電話

野田市議会だよりへの広告の掲載について、次のとおり申し込みます。

掲載申込号	通年 (4回)		3月定例会 5月1日号		6月定例会 8月1日号		9月定例会 11月1日号		12月定例会 2月15日号	
	1枠	2枠	1枠	2枠	1枠	2枠	1枠	2枠	1枠	2枠
※ご希望される箇所に○印を付けてください。										
《2枠申込のご注意》申込者が重複した場合は1枠の掲載となります										
広告の概要	※広告で使用するフレーズなど									
広告主の概要	※事業内容や活動内容など									
本申込に係る担当者等	担当部署： 担当者氏名： 電話番号： F A X： E-MAIL：									
提出書類	広告原稿案（内容、デザインがわかるもの） 会社案内等（会社の概要がわかるもの） 確認書									
その他	申込みに当たっては、野田市広告掲載取扱要綱、のだ市議会だより広告募集要領の内容を遵守します。									

野 議 第 号
年 月 日

のだ市議会だより広告掲載・不掲載通知書

様

野田市議会議長

㊟

年 月 日付けで申込みのあった広告の掲載について、次のとおり決定しましたので、野田市議会報広告取扱要項第8条の規定に基づき通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する									
	<input type="checkbox"/> 掲載しない (理由)									
広告原稿										
掲載号及び 発行部数	通年 (4回)		3月定例会 5月1日号		6月定例会 8月1日号		9月定例会 11月1日号		12月定例会 2月15日号	
	1枠	2枠	1枠	2枠	1枠	2枠	1枠	2枠	1枠	2枠
	各号約 部									
掲載料金	金 円									
納付期限	年 月 日まで									
注意事項	指定された期日までに広告掲載料が支払われないときは、野田市議会報 広告取扱要項第12条第1項第1号の規定により、広告掲載の決定を取り 消すことがあります。									

様式第3号

野 議 第 号
年 月 日

のだ市議会だより広告掲載取消等通知書

様

野田市議会議長

㊟

年 月 日付けで申込のあった広告の掲載について、次のとおり掲載取消等を決定しましたので、野田市議会報広告取扱要項第12条第2項の規定に基づき通知します。

取消理由等	
-------	--

(宛先) 野田市長

のだ市議会だより広告掲載料還付請求書

様

所在地
名称
代表者氏名
電話

のだ市議会だより広告掲載料について、次のとおり還付してください。

請求金額	金	円
振込金融機関	銀行	本店
	農業協同組合	支店
	信用金庫	支所
	信用組合	
預金種目	1 普通	2 当座
店番号	口座番号	
口座名義人 (カタカナ)		

備考：口座名義人は、請求者名義としてください